

2026年度 町田市立小中一貫ゆくのき学園 いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2026年1月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- ・「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本学園では、この3つの考え方を基本理念とし、家庭・地域等と連携を図り、児童生徒の実態に応じた取組を推進していく。

基本方針1 いじめを「防ぐ」

(1)人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。 ①「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用

(2)心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」・「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

①道徳の授業及び地区公開講座の充実

※年間3回以上いじめに関する内容を実施

※小中合わせた意見交換会の実施

②「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

③「生命の安全教育」の推進

(3)体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

①小中学校合同行事※避難訓練、離任式、運動会、持久走記録会、学習発表会

②小中学校交流行事「あいさつ運動」（各学期）

③教育課程外の活動・学びの場、ゆくのき塾（放課後補充教室）

④異学年交流活動「全校集会」（年2回）※小学校・中学校

⑤職場体験（9月）※中学2年

⑥宿泊行事（小学5・6年、中学1・3年）

基本方針2 いじめに「気付く」(適切な認知)

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子供たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。そのためにも、年間3回(学期に1回)以上の「いじめ防止研修」を実施している。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

(1)実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用(毎月1回)
- ②「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』
「4 いじめに『気付く』チェックリスト
子供のサイン・変化を見付けましょう」の活用
- ③小学校、中学校ともに生活指導部会、生活指導夕会及び校内委員会を毎週行い、情報交換をし、共通理解を図る。毎週水曜日の生活指導朝会では、小中全体で情報共有を図る。

(2)教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介(「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』
「7 主な相談窓口・専門機関等」参照)
- ③スクールカウンセラーによる相談予約
- ④カウンセラーによる全員面談の実施。

基本方針3 いじめから「守る」

(1)早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2)関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。(「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』

「6 関係諸機関との連携」参照)

- ①いじめ対応サポートチーム(指導課)
- ②スクールソーシャルワーカー(教育センター)
- ③保護者、民生・児童委員
- ④町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、町田児童相談所
- ⑤学校サポートチーム
- ⑥いじめ相談アプリ(スクールサイン)

II いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取 組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<p>○学級担任、教職員による観察</p> <p>○子供・保護者の訴え</p> <p>○毎月「心のアンケート」を実施する</p> <p>○教育相談</p> <p>○外部からの情報</p> <p>○発見者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告⇒<u>学校いじめ対応チームとして適切な認知及び対応策の決定。</u></p>
<p>3 ①徹底的な事実確認と情報整理及び対応策の検討と役割分担 ②関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」と伝える。</p>	<p>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</p> <p>○当該の子供、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る</p> <p>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）</p> <p>○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担）</p> <p>○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーなどの関連機関との連携</p>
<p>4 子供への指導及び保護者との連携</p>	<p>○被害者（いじめられた子供）へ <u>徹底して味方になる。</u>表面で判断せず支援を継続する。</p> <p>○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</p> <p>○観衆・傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>
<p>5 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</p> <p>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p>

Ⅲ いじめ対応の組織

いじめ対応チーム

町田市立小中一貫ゆくのき学園

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

校長	○	副校長	○	生活指導主任	○
教育相談担当	○	養護教諭	○	スクール カウンセラー	○
当該学年主任	○	当該学級担任	○	関係教員	○

- ※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーと連携する。
- ※ 月1回定例会を開催する。
- ※ 即時的な対応が必要な場合、すべての構成員で対応策を検討するのではなく、対応可能なメンバーで検討する。ただし、各種情報については可能な限り早く、上記メンバーに報告する。

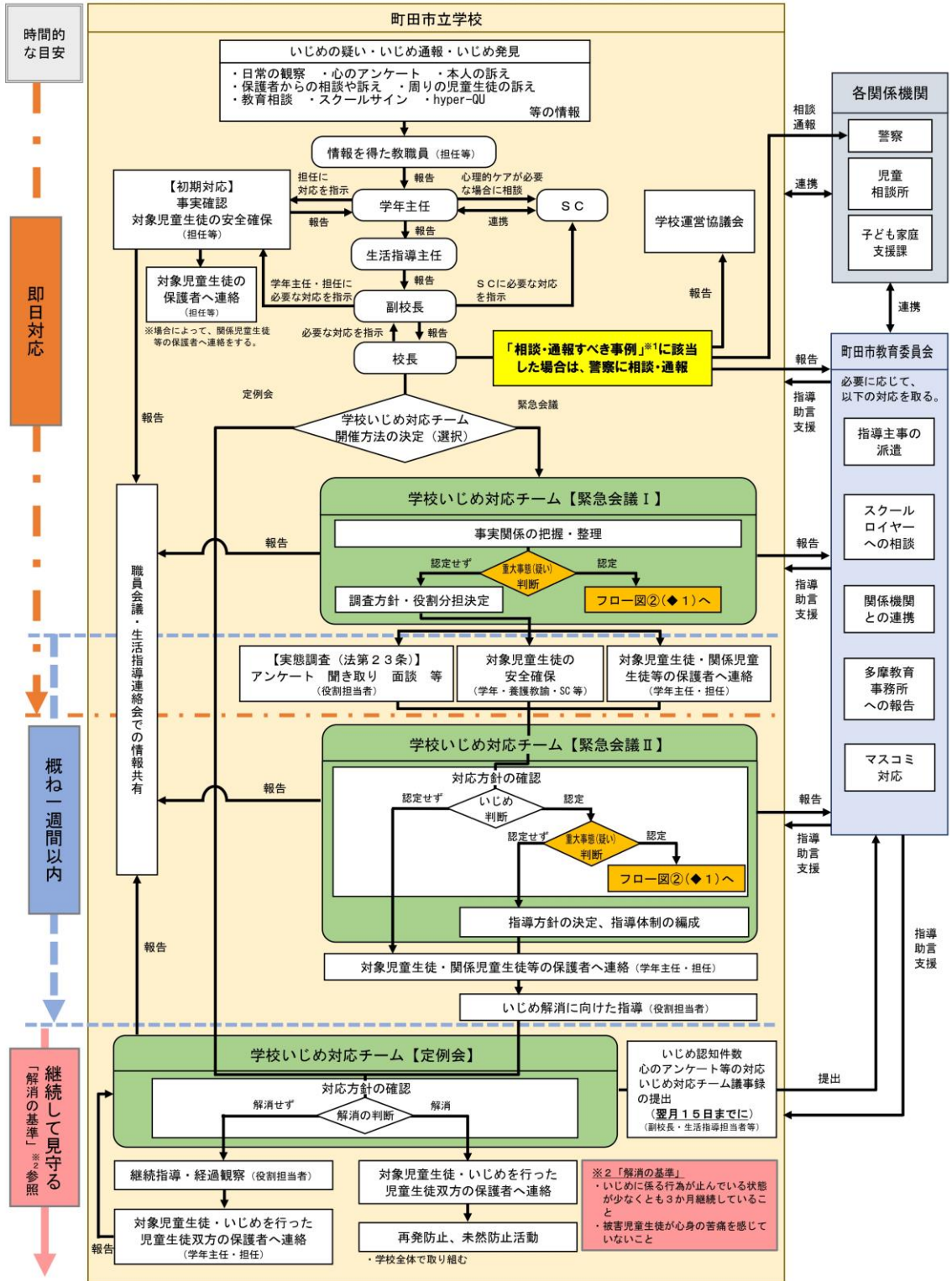
Ⅳ いじめの防止のための教員研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	いじめの適切な認知と組織的対応 前年度のいじめ事例の確認
9月	学校いじめ防止基本方針に基づく、確実な取組の推進及び事例検討 いじめ重大事態に関する研修
2月	いじめの問題の解消に向けて、効果のあった取組及び本校の課題

Vいじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図① いじめ事案発生時の対応の流れ



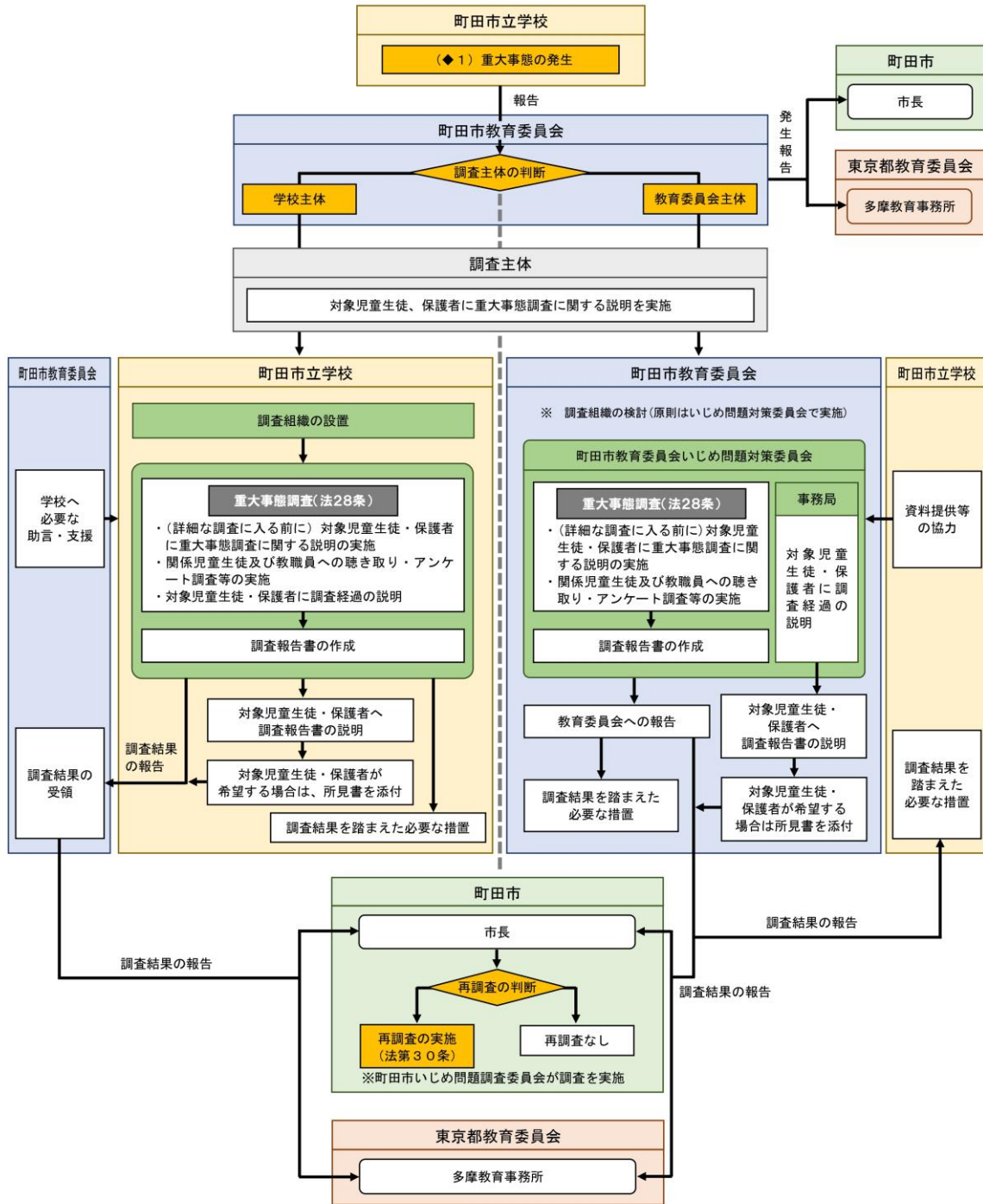
※1 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初案2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の観点について」(通知) 文部科学省)

横行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やリスボンを説がす。
 偽装 感情を抑え切らずに、ハサミやカッター等の刃物を同級生を切り付けてけがをさせる。
 隠れ物(隠す) 新ねば危害を加えようと脅し、性器や胸・お尻を触る。
 隠れ物(隠す) 新ねば危害を加えようと脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。
 隠れ物(隠す) 身体接触、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
 隠れ物(隠す) 自給車を盗す。制服をカッターで切り裂く。
 隠れ物(隠す) 度試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
 隠れ物(隠す) 本人の顔などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

自殺願望 同級生に対して「死ぬ」と言って嘆し、その同級生が自殺を決定して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
 名誉棄損・侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
 児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自分のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
 私人的な画像記録提供(リベンジポルノ) 元交際相手と別れた後いじめに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

※2 「解消の基準」
 ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



【重大事態とは】(法28条)
 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)
 ○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

Ⅵ いじめに関する授業計画

いじめ防止の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画で年3回以上、いじめに関する授業を必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名
1年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめのない学級をつくる
	9月	道徳	ともだちっていいな
	2月	道徳	思いやりの心
2年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめのない学級をつくる
	10月	道徳	人に親切にする
	1月	道徳	友達への親切
3年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめのない学級をつくる
	10月	道徳	友達と信頼し合う
	2月	道徳	分かり合う心
4年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめのない学級をつくる
	9月	道徳	みんな違ってみんないい
	2月	道徳	思いやりを心で
5年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめのない学級をつくる
	9月	道徳	よりよく生きる喜び
	2月	道徳	友情を深める
6年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめのない学級をつくる
	10月	道徳	命の大切さ
	1月	道徳	心を通い合わせる大切さ
7年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめやいやがらせについて
	10月	道徳	人の善意に感謝する心
	2月	道徳	友情を深めるために

8年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめやいやがらせについて
	10月	道徳	相手の立場を考えて
	2月	道徳	かけがえのない自他の生命
9年	4月	特別活動	自分を大切にするために ～性被害防止・いじめ、いやがらせ防止～
	5月	特別活動	いじめやいやがらせについて
	11月	道徳	互いの個性や立場の尊重
	2月	道徳	温かい人間愛